健康福祉委員会資料

（健康福祉局関係）

２ 所管事務の調査（報告）

（３） 令和３年度 公益財団法人川崎市身体障害者協会

「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

資料１ 令和３年度 公益財団法人川崎市身体障害者協会

「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」

参考資料１ 令和３年度 出資法人

「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

参考資料２ 令和３年度 出資法人

「経営改善及び連携活用に関する取組評価」の審議結果について

令和４年８月３１日

健康福祉局

資料１

経営改善及び連携・活用に関する取組評価
（令和3（2021）年度）

法人名（団体名）	公益財団法人川崎市身体障害者協会	所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課

1．本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

本市施策における法人の役割

川崎市の身体障害者福祉事業における実施体制の中核として、団体の育成、障害者理解促進のための普及・啓発、地域生活支援及び社会参加推進等を行うことを通じて、市内の身体障害者福祉の充実・発展と、「完全参加と平等」の理念に基づく身体障害者の地域社会での自立と社会参加の支援に寄与しています。
また、市内の身体障害者の自立更生と福祉向上のため、身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を行う法人としての役割を担うとともに、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの拡充など自主財源の確保に努め、引き続き経営改善を進めます。
さらに、市内に在住、在勤、在学の障害者に対して、部局の枠組みにとらわれることなく、その成長を促す取り組みを通じて市民とともに、存在意義を高めていきたいと考えます。

法人の取組と関連する計画	市総合計画と連携する計画等	基本政策	施策
		・生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり ・活力と魅力あふれる力強い都市づくり	・障害福祉サービスの充実 ・スポーツ・文化芸術を振興する
	分野別計画	・第４次かわさきノーマライゼーションプラン ・川崎市スポーツ推進計画	

4カ年計画の目標

・障害者の社会参加事業の充実
・パラリンピック開催を契機とした障害者スポーツの更なる普及促進
・障害者スポーツ協会の効率的な運営
・サービス利用希望者が利用しやすい効率的な体制の確立及び福祉キャブにおける顧客満足度の向上
・普及啓発に向けて広範囲かつ効果的な活動のPR
・利用状況調査を踏まえた既存事業の見直しの検討

2．本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	単位	現状値（平成29（2017）年度）	目標値（令和3（2021）年度）	実績値（令和3（2021）年度）	達成度（※1）	本市による評価・達成状況（※2）・費用対効果（※3）	今後の取組の方向性（※4）
①	障害者社会参加推進事業	生活訓練等事業への参加者数	人	3,867	3,945	2,030	d	E	Ⅱ
		スポーツ大会等への参加者数	人	2,770	3,367	1,257	d		
		事業別の行政サービスコスト	千円	42,338	43,122	43,572	2）	(4)	
②	生活支援事業	生活支援事業の利用者数	人	5,867	6,351	3,780	d	C	Ⅱ
		福祉キャブの顧客満足度	%	68	72	94	a		
		事業別の行政サービスコスト	千円	116,473	140,701	135,153	1）	(2)	
③	普及啓発・相互支援事業	福祉講演会の参加者数	人	100	146	－	d	D	Ⅱ
		普及・啓発用広報紙の発行部数	部	2,567	3,121	2,875	b		
		事業別の行政サービスコスト	千円	2,250	2,292	1,856	1）	(3)	

3. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値（平成29(2017)年度）	目標値（令和3(2021)年度）	実績値（令和3(2021)年度）	達成度	本市による評価・達成状況	今後の取組の方向性
①	効率性を高める業務・改善	研修への参加回数	回	15	18	11	c	D	Ⅱ

4. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値（平成29(2017)年度）	目標値（令和3(2021)年度）	実績値（令和3(2021)年度）	達成度	本市による評価・達成状況	今後の取組の方向性
①	適正な業務運営	コンプライアンスに反する事案の発生件数	件	0	0	0	a	A	Ⅰ

(※1)【 a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】
（行政サービスコストに対する達成度については、1). 実績値が目標値の100%未満、2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4). 実績値が120%以上）
(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】
(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】
(※4)【Ⅰ. 現状のまま取組を継続、Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、Ⅲ. 状況の変化により取組を中止】

本市による総括

各取組の評価結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など

【令和2(2020)年度取組評価における総括コメントに対する法人の受止めと対応】
令和3年度は、コロナ禍の影響で規模の大きいイベントや障害者スポーツ体験事業など中止せざるを得なかった事業もありましたが、令和2年度の市の総括を踏まえ、感染症対策を行うことで、生活訓練等事業や障害者スポーツデー開催事業、福祉キャブ運行事業、相談支援事業等の事業に取り組み、本会の使命である身体障害者の地域での自立と社会参加の支援を推進してまいりました。
また、自主財源の確保に努めるなど、経営改善を進める必要があり、令和3年度は、感染症対策及びサービスの向上に努めることで収益事業である作業室の利用向上に取り組むとともに、事務の効率化を行うことで経営改善に取り組んでまいりました。

【令和3(2021)年度取組評価における総括コメント】
引き続きコロナ禍による活動制限を余儀なくされる中ではありましたが、基本的な感染対策を行いつつ、その時々の感染状況に注意しながら、事業を推進してきました。
具体的には、障害者社会参加推進事業においては、オンライン開催や参加人数を制限するなど、可能な対策を講じながら、業務に取り組み、生活支援事業については、利用者及び職員の体調管理をしっかりと把握しながら、事業所の運営継続に尽力したものと理解しています。
その結果として、令和2年度と比べると、若干ではありますが、目標に対する実績値の改善が見られている項目がでてきているところです。
今後についても、身体障害者福祉事業の中核として団体の育成、障害理解の啓発、地域生活支援及び社会参加推進を行うことを通じて、地域における障害者の社会参加の促進に寄与することを進めるとともに、自主財源の確保に努め、安定的な経営が維持されることを期待します。

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市身体障害者協会	所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課

2. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和3(2021)年度)

事業名	障害者社会参加推進事業

計　画（Plan）

指標	生活訓練等事業への参加者数、スポーツ大会等への参加者数
現状	生活訓練等事業については、障害者の高齢化等により、生活訓練等事業の参加者数が減少傾向にありますが、スポーツ大会等への参加者数については、増加傾向にあります。
行動計画	障害者が広く社会参加が出来る事業計画を立て、事業内容の充実を図ります。また、全国大会の障害区分の変更も見込まれることから、全国の動向や本市の実情も勘案しながら障害者別参加競技の拡充を図ります。
具体的な取組内容	生活訓練等事業やスポーツ大会等においては、日常生活上必要な訓練・指導を障害特性やニーズに応じて実施すること、効率化により経費の縮減を図り実施回数を増やすこと、広報・周知の効率化（市政だより・広報紙・市ホームページの活用等）による参加者数増などに取り組みます。 また事業実施にあたっては同時に、参加者の事前の体調管理や室内の換気、参加者の手洗い、消毒の徹底など新型コロナウイルス感染症まん延を防止することに取り組みます。

実施結果（Do）

本市施策推進に向けた活動実績	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、イベントについては開催か中止かという2択を迫られましたが、令和3年度は、国や川崎市のイベント開催に関わる方針を参考に、感染対策を徹底したうえで、工夫してできるものは実施する方針で取り組みました。具体的には、参加者の事前の体調管理、室内の換気、参加者の手洗い、消毒の徹底などの基本的感染対策を講じるとともに、参加定員の抑制やオンライン開催の導入などにより、事業を実施しました。 【指標1関連】 ろうあ者社会生活教室・日曜教室（オンライン併用）は6回開催し、参加者数340人（前年度比＋2回、＋157人）、難聴者コミュニケーション教室は74回開催し、参加者数1,150人（前年度比＋22回、＋310人）、障害者作品展は延べ参加者数80人（前年度比＋17人）からの出展となるなど、コロナ禍においても、一定の実績を確保することができました。 【指標2関連】 積極的な参加の呼び掛け（本会としての周知・広報はもとより、市民文化局市民スポーツ室に依頼し市政だよりや市ホームページへの掲載を増やす取組、スポーツのまちかわさきフェイスブック活用等）に取り組み、川崎市障害者スポーツ大会（延べ参加者数201人）や障害者スポーツデー開催事業（延べ参加者数529人）、身体障害者球技大会（延べ参加者数82人）等を実施しました。

評　価（Check）

本市施策推進に関する指標			目標・実績	H29年度（現状値）	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	生活訓練等事業への参加者数		目標値		3,886	3,905	3,925	3,945	人
	説明	生活訓練等事業への参加者数 ※個別設定値：3,821（過去の平均値）	実績値	3,867	3,894	3,336	1,546	2,030	
2	スポーツ大会等への参加者数		目標値		2,909	3,054	3,207	3,367	人
	説明	スポーツ大会等への参加者数	実績値	2,770	3,141	3,383	1,085	1,257	

指標1に対する達成度	d	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値（個別設定値）以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値（個別設定値）未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2に対する達成度	d	

法人コメント（指標に対する達成度やその他の成果等について）

障害者の地域での社会参加推進を図ることを目的とする生活訓練事業では、当事者団体の意見を参考に文化的な教室や、より参加しやすい内容としての実施を計画しました。具体的には、視覚障害女性家庭生活訓練において、新たに折り紙教室（開催実績：1回）を設けたほか、カルチャースクールにおいては、ハンガーアートの企画（開催実績：中止）を行うなど、工夫を凝らしました。コロナ禍において引き続き厳しい状況であり、目標に達することはできませんでしたが、感染対策の徹底や人数制限、オンライン開催等の実践により、前年度比＋484人（＋31%）の実績となりました。

また、スポーツでは、かわさきパラムーブメントの一環として、障害のあるなしに関わらずスポーツを楽しめる環境を整えることを目指して、東京オリンピック・パラリンピックを契機とする障害者スポーツへの関心の高まりを背景に、事業実績の増加へと反映させるべく取り組みました。具体的には、障害者スポーツ教室として、小学校支援級児向け元気アップ教室や、障害児・者サッカークリニックの開催回数を大幅に増やす計画（それぞれ前年度比＋9回、＋4回）を立てるなど、事業の拡充に努めました。一部、やむを得ず中止となりましたが、こうした取組の結果、前年度比＋172人（＋16%）の実績となりました。

指標1、2ともに、昨年度の実績を上回ることはできましたが、当初の目標値と比較すると、残念ながら、60%未満という結果となりました。

本市による評価

	区分		区分選択の理由
達成状況	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	E	本事業においては、年間で実施計画を組み立て、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながら、柔軟に実施可否を判断するとともに、実施する場合には、それぞれの活動内容に適した手法で対応しました。 例えば、ろうあ者社会生活教室・日曜教室の内容が、オンライン開催にマッチすることがわかったため、確実に開催できることから回数を多く計画したほか、スポーツイベントにおいては、屋外競技の実施回数を増やすなど、時勢に応じた工夫を行いました。 こうした取組の結果、令和2年度と比べて改善が見られましたが、なお新型コロナウイルス感染症拡大によるイベント中止や参加人数制限、自粛の影響は大きく、目標を大幅に下回る結果となりました。

行政サービスコスト			目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		42,338	42,730	43,122	43,122	千円
	説明	直接事業費－直接自己収入	実績値	42,338	46,503	41,568	38,930	43,572	

行政サービスコストに対する達成度	2）	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上

法人コメント（行政サービスコストに対する達成度について）

障害者スポーツ大会等においては、地域での社会福祉資源（ボランティアなど）の活用を図ることにより、効率的かつ効果的な事業実施に努め、事業実施に際し経費の節減に配慮しつつ、事業を実施しました。令和3年度は、イベント開催を多く計画し、時々の状況に応じて柔軟に開催可否を判断できるよう取り組んだことから、準備の回数が増え、行政サービスコストは目標値比101%となりました。

本市による評価

	区分		区分選択の理由
費用対効果 （「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価）	(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(4)	令和3年度は、引き続きコロナ禍において事業実施することを余儀なくされることを前提とし、こうした中でも、「どのようにすれば実施できるのか」に主眼をおいて、障害者の社会参加の機会を確保すべく取り組みました。 具体的には、コロナの影響を受けにくい屋外での開催を増やしたり、オンライン開催に適した運用の工夫を行うなどの対応を実践してきました。 こうした取組の結果、このような厳しい社会環境の中においても、一定のノウハウを得て、前年度から一定の改善が見られました。 しかしながら、指標に対する達成度と行政サービスコストの達成度を踏まえると、不十分とせざるを得ないものと考えています。

改　善（Action）

	方向性区分		方向性の具体的内容
実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の取組の方向性	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅱ	新型コロナウィルス感染症や社会環境の動向に注視しつつ、今後も、障害者の地域での社会参加推進を図るため、障害者のニーズに応じた事業内容の検討を進めます。 具体的には、各会の開催に当たり、前年度の参加者の意見を踏まえ、関係団体と協議を行ったうえで、内容の検討・調整を行い、新たな活動を取り入れるなど、参加者の皆様にとって満足度が高く、諸能力の向上につながる効果的な内容となるよう工夫してまいります。 また、感染拡大の状況においても実施できる事業を一定数確保したり、実施時期を分散させるなどの工夫を凝らしながら、事業目標の達成に取り組み、コスト面の状況も踏まえ、効率的、効果的な運営に努めます。

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市身体障害者協会	所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課

本市施策推進に向けた事業取組②(令和3(2021)年度)

事業名	生活支援事業

計　画 (Plan)

指標	生活支援事業の利用者数、福祉キャブの顧客満足度
現状	障害者の日常生活・社会生活を支援するため、障害者総合支援法に基づく相談支援事業や移動支援事業を実施しておりますが、利用申込が重複するケースが増加しており、利用できないケースが増えています。
行動計画	サービスの向上や利用しやすい体制を検討し、より多くの利用希望者に利用してもらえるような効率的な体制を目指し、利用者数の増加を図るとともに、顧客満足度を勘案してサービス向上に努めます。
具体的な取組内容	生活支援事業については、相談支援事業者等と連携を図ったり、提供するサービスの質の向上を図ることなどにより、利用(者)数の増加に取り組みます。 福祉キャブについては、利用の競合により申し込みを受けられないことが多いことから利用率の劇的な向上は難しいと認識していますが、キャンセル時の利用調整等を行い、少しでも利用率の向上を図ることにより、顧客満足度の向上に取り組みます。また事業実施にあたり、同時に新型コロナ対策に取り組みます。

実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	生活支援事業については、福祉キャブの運行や中部身体障害者福祉会館指定管理事業等を実施し、提供するサービスの質の向上や利用(者)増に取り組みました。 【指標1関連】 生活支援事業については、障害者通所支援事業所である「作業室こすぎ」及び地域相談支援センター「すまいる」の利用者数を指標としているところです。令和3年度は、「すまいる」の利用者を、本人の適性をアセスメントしたうえで「作業室こすぎ」につなぐよう、取り組んだところです。 また、「作業室こすぎ」においては、基本的な感染対策を徹底したうえで、鋭意通常運営に取り組みました。しかしながら、利用者に陽性者がでたことから、8日間の休業を余儀なくされるなどし、結果としては、前年度比微増にとどまりました。 【指標2関連】 福祉キャブ利用者の満足度については、更新時に353人からアンケートの回収ができました。 アンケート結果としては、「満足している」と「適正」の割合が合計94%となっており、利用者は高い満足度をもって利用されていることの把握が改めてできました。 利用者の意見としては、「親切によくしていただき、とても助かっている」、「いつも丁寧に対応していただいてとても助かっている」、「毎月のショートステイや通院で大変便利に利用させていただきとても助かっている」との意見が多く寄せられています。 一方で、不満と答えた方の主な意見としては、「先約があり予約が取れなかった」というものでした。実績としては、延べ申込件数7,106件に対し、不許可件数572件、約8%の方の予約ができなかったことになります。

評　価（Check）

本市施策推進に関する指標			目標・実績	H29年度（現状値）	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	生活支援事業の利用者数		目標値		5,984	6,104	6,226	6,351	人
	説明	生活支援事業の利用者数	実績値	5,867	5,414	4,611	3,757	3,780	
2	福祉キャブの顧客満足度		目標値		69	70	71	72	%
	説明	アンケート等による満足度調査の結果	実績値	68	69	81	92	94	

指標1に対する達成度	d	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値（個別設定値）以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値（個別設定値）未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2に対する達成度	a	

法人コメント（指標に対する達成度やその他の成果等について）

生活支援事業では、新型コロナウイルス感染症の影響による利用実績の低迷が見られました。具体的には、「作業室こすぎ」においては、令和2年度3,218人のところ、令和3年度は3,259人、「すまいる」については、同様に488人が521人と、それぞれ微増にとどまりました。

福祉キャブ事業については、令和2年度に、難病患者も対象とし、これに合わせて7台体制を8台体制として、利便性の向上を図ったところです。加えて、キャンセル登録を行い、発生時にはキャンセル待ち登録者に連絡するなど、利用者満足度向上と資源の有効活用のための調整を行いました。

新型コロナウイルス感染症の影響がありましたが、提供するサービスの質の向上を一定程度図れたと利用者アンケートにより認識しています。今後も、適宜利用者の声を把握の上、事業の改善につなげていきます。

本市による評価

	区分		区分選択の理由
達成状況	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	C	指標1の利用者数については、目標値に対して約2,500人の未達となりました。概算内訳としては、過年度の放課後等デイサービスの閉所により約-1,200人、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う既存事業所利用者の利用自粛、休所などの影響により、作業室こすぎ約-500人、すまいる約-500人等となった結果、目標未達成となりました。 一方、福祉キャブについては、より多くの利用希望者に利用してもらえるよう、キャンセル発生時に適宜調整を図り、効率的な事業の執行を行う等など提供するサービスの質の向上に努めた結果、高い満足度が維持されています。

行政サービスコスト			目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		116,473	117,551	140,701	140,701	千円
	説明	直接事業費－直接自己収入	実績値	116,473	114,976	154,830	135,437	135,153	

行政サービスコストに対する達成度	1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が120%以上

法人コメント（行政サービスコストに対する達成度について）

新型コロナウイルス感染症の影響や、移動支援養成研修等の事業が廃止により、直接事業費が抑制された一方、令和2年度と比べて、「作業室こすぎ」の自立支援給付費や福祉キャブ利用料収入等直接自己収入が微増したことにより、行政サービスコストは、目標値の範囲内になりました。

直接自己収入の増加については、感染対策を徹底した「作業室こすぎ」の事業所運営による給付費の増加や、従来健康福祉局地域包括ケア推進室で行っていた難病患者に対する福祉キャブ運行事業を統合したことに伴う福祉キャブ利用対象者の範囲の拡大及び増車等の事業の拡充などの成果であるものと考えています。

本市による評価

	区分		区分選択の理由
費用対効果 （「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価）	(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(2)	事業別の行政サービスコストの目標達成の構図としては、一部事業の廃止により、直接事業費が減少するとともに、感染対策を徹底したうえでの事業運営を行うことで、「作業室こすぎ」における利用者数の確保等を図り、一定の自己収入（自立支援給付費）を得ることができ、達成したものです。 また、本市施策推進に関する指標の生活支援事業の利用者数については、新型コロナウイルス感染症の影響による利用実績の低迷が見られたものの、前年度からは微増の3,780人の利用があり、福祉キャブについても、顧客満足度が高水準を維持していることから、地域において必要な役割を果たし、一定の評価を得られているものと考えています。

改　善（Action）

	方向性区分		方向性の具体的内容
実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の取組の方向性	Ⅰ．現状のまま取組を継続 Ⅱ．目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ．状況の変化により取組を中止	Ⅱ	生活支援事業の利用者確保については、地域相談支援センター「すまいる」と、障害者通所支援事業所「作業室こすぎ」との連携を図り、事業の周知や広報を行うことで、新規利用者の獲得を図るとともに、引き続き感染対策を徹底しながら、事業所運営を行っていきます。 福祉キャブについては、引き続き利用者ニーズや満足度の把握に努めるとともに、予約ができない不許可件数の割合（8%）について、所管課と対応の協議をしていきます。 こうした取り組みを通して、サービスの質の向上に取り組み、安心して利用いただけるよう取り組みます。

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市身体障害者協会	所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課

本市施策推進に向けた事業取組③(令和3(2021)年度)

事業名	普及啓発・相互支援事業

計　画　(Plan)

指標	福祉講演会の参加者数、普及・啓発用広報紙の発行部数等
現状	市民への普及啓発や障害者への相互支援を効果的に実施し充実させるため、広く市民にも参加を呼びかけ福祉講演会を開催しました。また、機関紙等紙媒体による情報発信だけではなく、インターネットも活用し、効果的な活動のPRに努めております。
行動計画	講演内容等の充実を図ることにより、参加者数の増加に繋げ、市民やボランティアへの参加を促進します。また、機関紙等紙媒体やインターネットによる情報発信手段をより有効に活用しつつ、新たな媒体を開発することで、より広範囲かつ効果的な活動のPRに努めるます。そのうえで、対象者の状況に応じて容易に情報収集が可能となるような体制づくりをします。
具体的な取組内容	普及啓発及び相互支援の充実のため、特に外部並びに非会員の障害者に向けて周知を強化するとともに、市内の社会福祉資源等に依頼するなど、パンフレットやチラシの配架、ホームページへの掲載等に協力いただける関係機関数の拡充を図ります。 また、福祉講演会については、他事業との共催による相乗効果がもたらされたことから、今年度も新型コロナウイルスの影響を踏まえながら同様の取り組みを検討します。

実施結果　(Do)

本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】 講演会の実施は、より広範な市民への周知とそれによる参加者増加を目指して、他の事業(手をつなぐフェスティバル)との共催により実施する計画でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、夏前にイベントの中止が実行委員会により決定されたため、表彰式典(表彰者・被表彰者のみ出席)として実施しました。 【指標2関連】 障害者に関する正しい知識の啓発・普及に資する事業として、「川崎市障害者社会参加推進センター通信」(約1,900部)や、啓発用パンフレット「市民の皆さんに知ってほしいこと」(約1,000部)を制作し、広報内容に応じて配布先などを検討し、より求められている情報の発信に取り組みました。 具体的には、作成したパンフレットの内容に応じ効果的な箇所への配架依頼を行うなど(今回は市民対象なので、相談支援センターや市内小学校等への配架依頼を行った)の対応を行いました。

評 価（Check）

本市施策推進に関する指標			目標・実績	H29年度（現状値）	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	福祉講演会の参加者数		目標値		110	121	133	146	人
	説明	福祉講演会の参加者数	実績値	100	2,879	2,665	ー	-	
2	普及・啓発用広報紙の発行部数		目標値		2,695	2,830	2,972	3,121	部
	説明	現行7種類の会報、機関紙等の発行部数	実績値	2,567	2,762	3,425	2,900	2,875	

指標1に対する達成度	d	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値（個別設定値）以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値（個別設定値）未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2に対する達成度	b	

法人コメント（指標に対する達成度やその他の成果等について）

福祉講演会については、障害に関する普及・啓発を効果的に行うため、従来の手法から抜本的な見直しを図り、他の事業（手をつなぐフェスティバル）との共催により、より事業目的を達成できる方向へ変更がなされた。しかし、令和3年度はイベントが中止となり、表彰者、被表彰者のみが出席する式典としたため、参加者数は0人としました。

普及・啓発用広報紙の発行については、より障害への理解という事業目標を達成するため、内容に応じて発行部数や配架場所等を調整しており、令和3年度の発行部数は例年並みとなりましたが、新たな配架先として、支援センターや市内小学校等と連携しました。

本市による評価

	区分		区分選択の理由
達成状況	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	D	福祉講演会については、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、手をつなぐフェスティバルが中止になったことにより、関係者限りの表彰式としたことから、目標値を達成することはできませんでした。 普及・啓発用広報紙については、「川崎市障害者社会参加推進センター通信」や啓発用パンフレットを作成するものですが、前者においてはイベント報告の他、コラムや施設紹介、団体の活動報告など、読み手を意識し、バランスに配慮した構成とするなど、工夫しました。発行部数は、前年度並みとなりましたが、目標値を下回りました。

行政サービスコスト			目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		2,250	2,271	2,292	2,292	千円
	説明	直接事業費－直接自己収入	実績値	2,250	1,450	2,873	1,232	1,856	

行政サービスコストに対する達成度	1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が120%以上

法人コメント（行政サービスコストに対する達成度について）

効率的かつ効果的な事業実施に努め、事業実施に際し経費の節減に配慮しつつ、事業の実施を試みました。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、福祉講演会が中止となり、委託費等の戻入が発生したことにより、直接事業費が減少しました。一方、令和2年度と比べて約60万円の増額にはなっていますが、これは指標以外の事業で単年度事業（政令指定都市身体障害者福祉団体連絡協議会開催事業）があったためです。こうした状況により、結果として、目標値の100%未満に収まったところです。

本市による評価

	区分		区分選択の理由
費用対効果（「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価）	(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(3)	行政サービスコストの目標値の範囲内であるが、低コストで非常に広報力が高い「手をつなぐフェスティバル」が中止となったことにより、効果は限定的であったものと考えられます。 中止が決まった段階で、「手をつなぐフェスティバル」ほどの効果は見込めないとしても、フォローアップするための代替案の検討等を行うことも考えられたのではないかと考えています。

改 善（Action）

	方向性区分		方向性の具体的内容
実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の取組の方向性	Ⅰ．現状のまま取組を継続 Ⅱ．目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ．状況の変化により取組を中止	Ⅱ	福祉講演会については、平成30年度から、より多数の市民への障害者福祉の周知のため、他の事業（手をつなぐフェスティバル）との共催によることとし、目標値を大幅に上回る参加者数となっていました。 令和4年度は、開催をする方向で検討を進める旨、実行委員会から聞いているところですので、これに向けた効果的な手法の検討を進めてまいります。 また、広報紙についても内容の充実に努めながら、より効果的な普及・啓発に関する取組を推進していきます。

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市身体障害者協会	所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課

3. 経営健全化に向けた取組①(令和3(2021)年度)

項目名	効率性を高める業務・改善

計　画 (Plan)

指標	研修への参加回数
現状	障害者の自立と社会参加が進む中、多様化・増大する業務に少数で対応しています。
行動計画	人材育成、適材適所、環境整備を図り、効率的な業務の実施に努めます。
具体的な取組内容	より良いサービスの提供を目指して、職員を研修等へ積極的に参加させ、資格取得・スキルアップを図ります。

実施結果 (Do)

経営健全化に向けた活動実績	【指標1関連】 職員の資質向上のために、サービス管理責任者等研修(1回×3名)、スキルアップや資質向上に関する研修(10回、障害者差別、虐待防止、コロナ対策講座、強度行動障害支援力向上など)等への参加に取り組みました。

評　価 (Check)

経営健全化に関する指標			目標・実績	H29年度(現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	研修への参加回数		目標値		16	17	17	18	回
	説明	研修への参加回数	実績値	15	22	19	18	11	

指標1に対する達成度	C	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

職員の資質向上のために、研修に延べ11回参加しました。指標としていた養成研修事業を廃止したこと、本会職員向けの研修については外部研修への派遣がコロナ対応等のため減少したこと、同一の研修へ複数人派遣した等の理由により減少となり、目標には到達しませんでした。

本市による評価

	区分		区分選択の理由
達成状況	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	D	養成研修の廃止や、同一研修への複数人参加、予定していた研修が中止になったこと等により、目標の18回には達しませんでした。

改　善 (Action)

	方向性区分		方向性の具体的内容
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅱ	令和3年度は、外部研修への派遣減などのため、目標未達となりました。コロナ禍における事業運営は、しばらく継続する可能性があることから、メンタル面を含めた利用者の体調変化に対応できるよう、支援力向上に向けた研修や、昨今の自然災害の発生度合いから、大雨等緊急事態への対応に関する内容等、参加すべき研修の内容を検討します。

法人名（団体名）	公益財団法人川崎市身体障害者協会	所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課

4. 業務・組織に関する取組①（令和3（2021）年度）

項目名	適正な業務運営

計　画（Plan）

指標	コンプライアンスに反する事案の発生件数
現状	専門家を活用した監査体制、コンプライアンスに努めています。
行動計画	適正な業務運営を図るために組織体制の整備を図ります。
具体的な取組内容	職員の資質向上に取り組むとともに、コンプライアンス事案が発生した際には、外部専門機関等から専門職を招致するなどし、再発防止に努めます。

実施結果（Do）

業務・組織に関する活動実績	【指標1関連】 コンプライアンスに関する取り扱い要綱の周知を図る等、コンプライアンスの順守に関する取組を行いました。

評　価（Check）

業務・組織に関する指標		目標・実績	H29年度（現状値）	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	コンプライアンスに反する事案の発生件数	目標値		0	0	0	0	件
	説明 コンプライアンスに反する事案の発生件数	実績値	0	0	0	0	0	

指標1に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値（個別設定値）以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値（個別設定値）未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

法人コメント（指標に対する達成度やその他の成果等について）

コンプライアンスの順守に関する取組を図れたと認識しています。

本市による評価

	区分		区分選択の理由
達成状況	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	コンプライアンスに反する事案はなく、適正に事業を実施したものと考えています。

改　善（Action）

	方向性区分		方向性の具体的内容
実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の取組の方向性	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅰ	引き続き、現状の取組を継続して実施します。

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市身体障害者協会	健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課

●法人情報

(1)財務状況

	収支及び財産の状況(単位:千円)	平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
正味財産増減計算書	(一般正味財産増減の部)				
	経常収益	252,122	238,756	228,073	242,071
	経常費用	256,209	259,809	233,220	238,723
	当期経常増減額	△4,087	△21,052	△5,147	3,348
	当期一般正味財産増減額	△4,087	△21,052	△3,920	4,769
	(指定正味財産増減の部)				
	当期指定正味財産増減額				
	正味財産期末残高	138,790	117,737	113,818	118,586
貸借対照表	総資産	168,260	157,057	169,923	164,062
	流動資産	108,222	103,930	121,042	115,704
	固定資産	60,038	53,128	48,881	48,358
	総負債	29,470	39,320	56,105	45,476
	流動負債	20,850	29,391	46,264	34,322
	固定負債	8,621	9,929	9,842	11,153
	正味財産	138,790	117,737	113,818	118,586
	一般正味財産	138,790	117,737	113,818	118,586
	指定正味財産				
エラーチェック		OK	OK	OK	OK

本市の財政支出等(単位:千円)	平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
補助金	79,352	84,848	84,607	81,832
委託料	87,193	81,409	72,354	80,136
指定管理料	20,617	20,755	20,755	27,253
貸付金(年度末残高)				
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)				
出捐金(年度末状況)	10,000	10,000	10,000	10,000
(市出捐率)	68.9%	68.9%	68.9%	68.9%

財務に関する指標	平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
流動比率(流動資産／流動負債)	519.1%	353.6%	261.6%	337.1%
正味財産比率(正味財産／総資産)	82.5%	75.0%	67.0%	72.3%
正味財産利益率(当期正味財産増減額／正味財産)	-2.9%	-17.9%	-3.4%	4.0%
総資産回転率(経常収益／総資産)	149.8%	152.0%	134.2%	147.5%
収益に占める市の財政支出割合 ((補助金＋委託料＋指定管理料)／経常収益)	74.2%	78.3%	77.9%	78.2%

法人コメント		本市コメント
現状認識	今後の取組の方向性	本市が今後法人に期待することなど
流動比率300%超、正味財産比率70%超と安全性については問題なく推移していますが、当期毎に赤字とならないよう留意しており、令和元年度と令和2年度に引き続き新型コロナウイルスの影響による生活支援事業の利用自粛による自立支援給付費収益への影響もありましたが、今期は黒字を達成することができました。 また、令和3年度の収益に占める市の財政支出割合については微増となりましたが、新型コロナウイルスの影響下からの改善が実施事業の増加等に反映し委託費等の戻入が減少したことによるものとなっております。 本会の約80%を占める公益目的事業は基本的に赤字体質(収支相償以下)ですが、多様化・増大する業務に少数で対応するなど効率的な運営を図りつつ、収益事業の拡大等によりその改善を図ってまいります。	意欲ある職員の育成に取り組み、サービスの質の向上を図るとともに、コスト意識の醸成に努め、安定的にサービスを提供できる体制を整えることで、経営基盤の安定化を進めてまいります。 また、指定管理事業の適正な運営や作業室の利用者確保に取り組むことなどにより、引き続き収益性の改善を図り、令和7年度まで経常収支比率99%超の保持を目指してまいります。	令和3年度は、当期経常増減額がプラスに転じ、当期一般正味財産増減額は4,769千円となりました。 昨年度以前はマイナスで推移していましたが、コロナ禍においても改善が図られたことは、厳しい環境下においても、「どのようにしたら実施できるのか」というスタンスで検討と実践を重ねてきた成果であるものと考えています。 一方で、収益に占める市の財政支出割合は横ばいであることから、自主財源の確保によるさらなる経営の安定化に向けて、生活支援事業などの工夫を図っていっていただきたいと考えています。

(2)役員・職員の状況(令和4年7月1日現在)

	常勤(人)			非常勤(人)		
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)
役員	1	0	1	9	0	1
職員	13	0	0	5	0	1

【備　考】
●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解
・理由

・今後の方向性

参考資料1

令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**平成30年8月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（平成30年度～令和3年度）」**に基づく、令和３年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。

・本評価結果は、**上記方針に基づく最終年度の評価となるものであり、引き続き、コロナ禍で工夫を要する年度となりましたが、評価シートのPDCAサイクルを着実に回していくことで**、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図るとともに、昨年度策定した新たな「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和４～７年度）」の取組へと円滑につながっていく**ものとなります。

１「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

・本市では、**平成14年度の第１次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等**、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。

・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。

・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。

・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される**「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言**等を踏まえ、前記指針について**「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改める**とともに、平成30年度に**各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定**し、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

（参考）対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法　人　名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	（公財）川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	産業振興部金融課	川崎市信用保証協会
8		産業振興部商業振興課	川崎アゼリア（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
11	健康福祉局	保健所環境保健課	（公財）川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	（公財）川崎市身体障害者協会
14	こども未来局	こども支援部こども家庭課	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
15	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
16		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
17		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
18	建設緑政局	緑政部みどりの管理課	（公財）川崎市公園緑地協会
19	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
20		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
21	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
22	教育委員会	学校教育部健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
23		生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

２ 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

・前記１のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて**、**本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくというところに主眼**があるため、その実施を担保する取組評価となっています。

・即ち、具体的な取組評価シートにおいては、まず「本市施策における法人の役割」を明確にし、「4ヵ年計画の目標」を立て、**「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の各視点**から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方については次頁以降参照）。

・また、本取組評価においては、市と法人の役割の再構築と、様式や指標の見直し、評価の客観性向上のための仕組づくりの視点から、次のような手法の改善も行っています。

	平成29年度以前の「経営改善計画」の点検評価	現行の「連携・活用方針」の取組評価
市と法人の役割の再構築	本市と調整の上、**法人が指標を設定**	本市施策との**連携の観点から、法人と調整の上本市が指標を設定**
様式や指標の見直し	**様式・指標ともに複雑・多岐**	様式については、**最初の2頁で評価の全体構成を簡潔に把握**できるように改定 指標については、**最終アウトカムを中心に適切な指標を絞り込んで設定** ただし、**成果を示すことが難しいもの等はアウトプット指標を設定**
評価の客観性向上のための仕組づくり	**内部評価後、結果をホームページにおいて公表**	内部評価に**外部評価を加え**、**結果を議会に報告の上**、ホームページにおいて公表

令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

（参考）経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

①　各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

●各達成度の基本的な考え方
a.実績値≧目標値
b.目標値＞実績値≧現状値（個別設定値）
c.現状値（個別設定値）＞実績値≧目標値の60%
d.目標値の60%＞実績値

●現状値と目標値が同じ（現状値維持）であるか、または現状値と目標値の間に差があるが、その差が極少数であり、実質的に現状維持に近い場合
⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載しています。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。（原則として、方針の参考資料（指標一覧）に記載されている直近数年間の平均値と、現状値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。）

●目標値×60%が、現状値以上（良い）の場合
⇒abdから選択。
　また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

●目標値が現状値未満（悪い）の場合（個別設定値を設定している場合を除く）
⇒acdから選択。
　また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

●0に抑えることを目標にしている場合（コンプライアンスに反する事案の発生件数等）
⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

●下がることが望ましい指標の場合
⇒区分を下記に読み替えた上で選択。
a．目標値≧実績値
b．現状値（個別設定値）≧実績値＞目標値
c．目標値の1/0.6≧実績値＞現状値（個別設定値）
d．実績値＞目標値の1/0.6

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

		事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
指標に対する達成度	点数	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00
平均点(合計点÷指標の数)→			3.00		2.67		2.00		1.33		0.33

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

(事例1→A、事例2→B、事例3→C、事例4→D、事例5→E)

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能
なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

（参考）経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③　各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。
（目標値・実績値ともにゼロ以下（実績値がプラスであっても行政サービスコストを要さない場合を含む）の場合、セルに斜線（＼）を入力。）

達成状況 ＼ 行政サービスコストに対する達成度	1). 実績値が目標値の100%未満	2). 実績値が目標値の100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。
なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

（参考）経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④　今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を３つの区分から選択。

方向性区分	説明（選択の要件）
Ⅰ．現状のまま取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 （以下の両方に該当する場合） ・前記②の「達成状況」について「A．目標を達成した」又は「B．ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1)．十分である」又は「(2)．概ね十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 ・前記②「達成状況」について「A．目標を達成した」又は「B．ほぼ目標を達成した」を選択
Ⅱ．目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 （以下のいずれかに該当する場合） ・前記②の「達成状況」について「C．目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D．現状を下回るものが多くあった」又は「E．現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3)．やや不十分である」、「(4)．不十分である」を選択 （目標等の見直しが必要な場合には、その根拠を明確に記入。） 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 ・前記②の「達成状況」について「C．目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D．現状を下回るものが多くあった」又は「E．現状を大幅に下回った」を選択
Ⅲ．状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合（その根拠を明確に記入。）

3　令和3年度 取組評価の総括

・本市施策推進に向けた事業取組は、23法人で62件の取組（うち37件の取組が費用対効果の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約77%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約62%と、**コロナ禍にあっても実施手法等を工夫し、実績の改善が見られた取組が多くある一方**、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約23%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約38%と、**引き続き、方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組も散見**されるところです。
・同様に経営健全化に向けた取組においては、33件の取組があり、**本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約61%と、実績が改善した取組があるものの、「D又はE」となったものが約39%**と**経営健全化の状況は本市施策推進に向けた事業取組ほどの回復傾向とはなっていない状況**です。
・業務・組織に関する取組については、43件の取組があり本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約95%、「D又はE」となったものが約5%と**ほぼコロナ禍前の状態に戻っていますが、Eとなったものには留意が必要**です。
・上記取組について、4年間を総括すると、**前半の2年間は、何れの取組についても一定以上の成果がありました**が、**後半の2年間は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、本市施策推進に向けた事業取組と経営健全化に向けた取組について、成果がやや限定的となったところがあるものの、回復傾向が見えてきたことから、今後その一層の推進が必要**です。

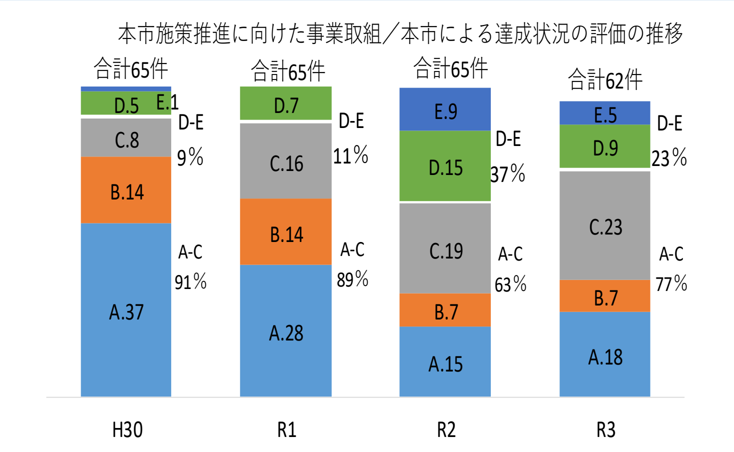

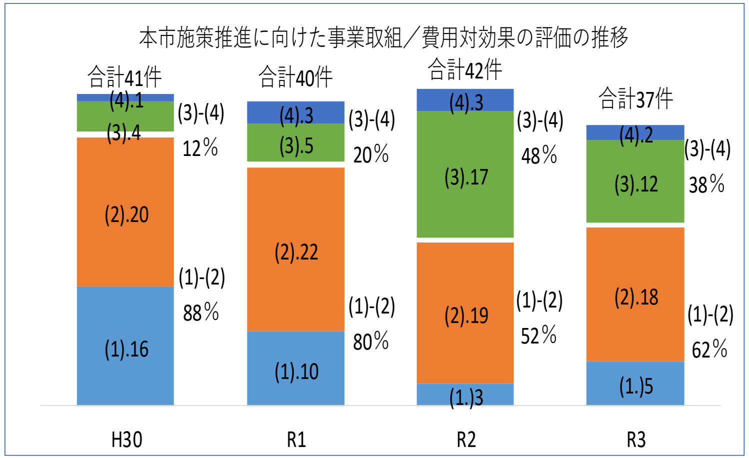

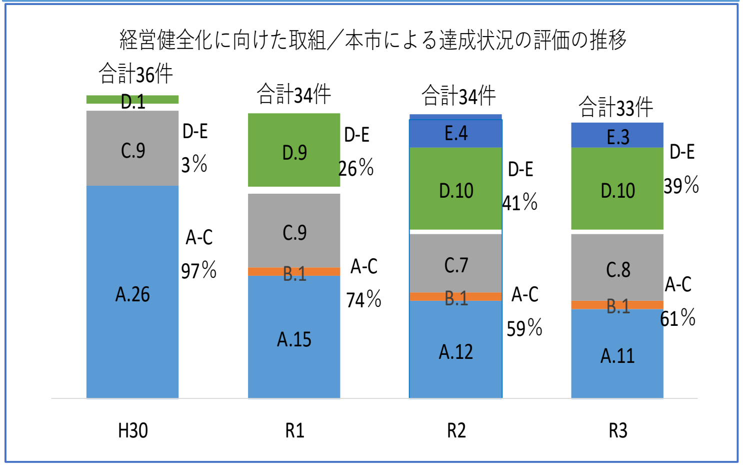

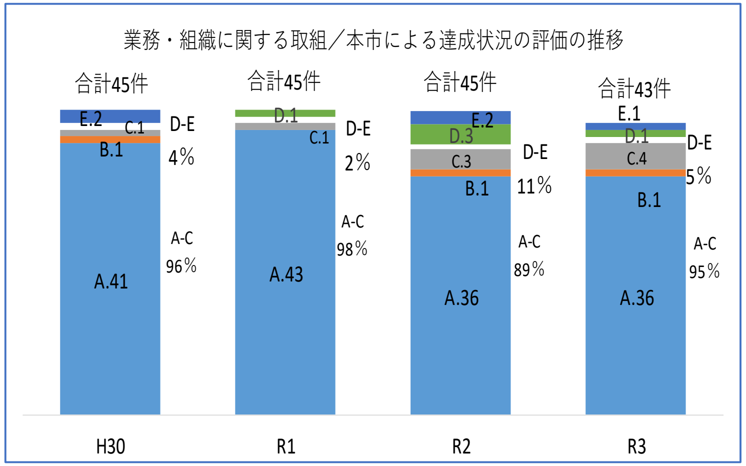

<本市の達成状況の評価区分>
A.　目標を達成した
B.　ほぼ目標を達成した
C.　目標未達成のものがあるが一定の成果があった
D.　現状を下回るものが多くあった
E.　現状を大幅に下回った

<費用対効果の評価区分>
(1).　十分である
(2).　概ね十分である
(3).　やや不十分である
(4).　不十分である
※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

4　令和3年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

・下表の各取組において、令和3年度の今後の取組の方向性が「Ⅰ」となった約39%、36%、86%のもの（何れも前年度より増）については、引き続き、**<u>法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていく</u>**ことが必要です。

・各取組において、令和3年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となった約61%、64%、14%のもの（何れも前年度以下）については**<u>改善効果があった取組の有無等をより細かく分析し、新型コロナウイルス感染症からの回復度合い等も踏まえて、出資法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに市としてもより緊密な連携を図っていく</u>**ことが求められます。

・ただし、令和3年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、**<u>社会経済環境の変化を踏まえた関連する法人の経営計画に変更があったものや、令和4年度からの財務見通しについて精査した結果、適切な目標管理をし得ないもの</u>**もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて目標値の変更を行うものとします。

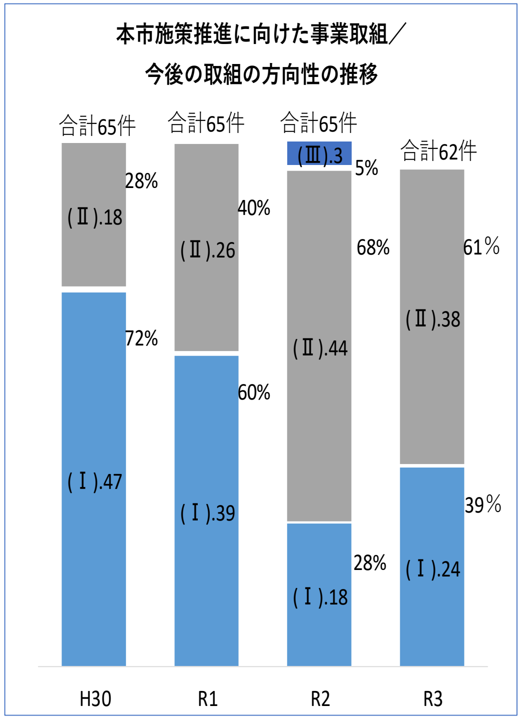

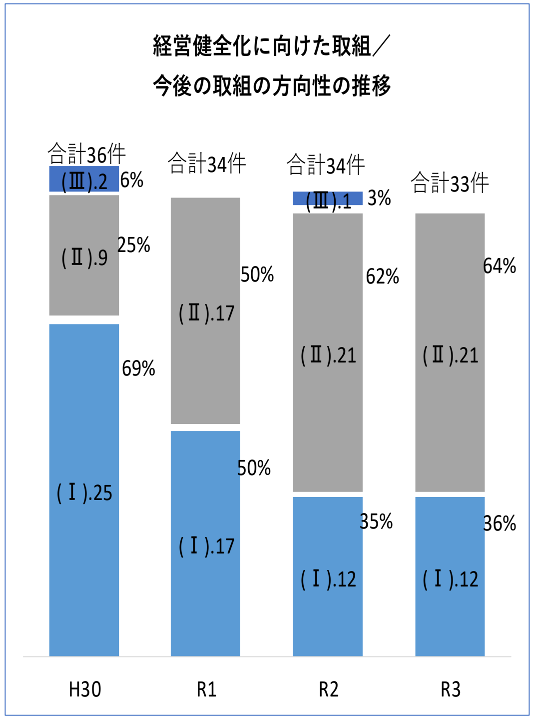

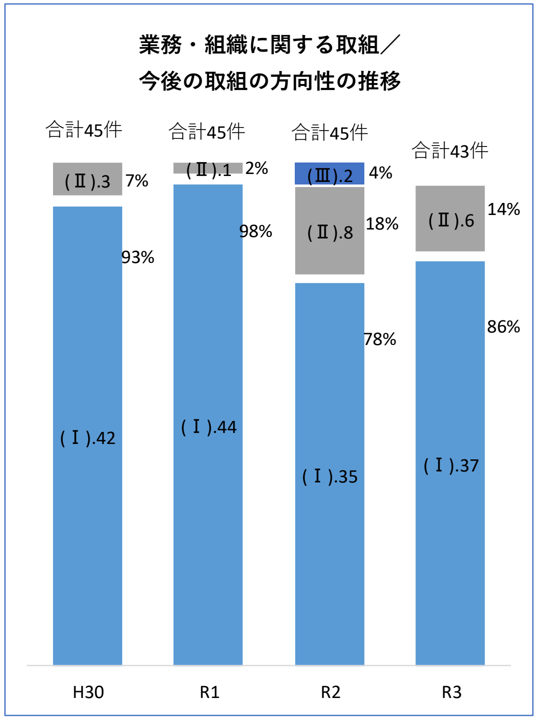

<今後の取組の方向性区分>

Ⅰ．現状のまま取組を継続

Ⅱ．目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続

Ⅲ．状況の変化により取組を中止

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

参考資料2

令和４年８月５日

川崎市長　福田　紀彦　様

川崎市行財政改革推進委員会
会長　伊藤　正次

令和３年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果について

令和４年度第１回及び第２回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等２３法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和３年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

令和３年度　出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果

令和４年８月

川崎市行財政改革推進委員会

目　次

1　川崎市行財政改革推進委員会における審議について
（1）　審議対象について
（2）　出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
（3）　取組評価の手法について

2　評価全般に関する審議結果について
（1）　目標未達成の取組の要因分析と対策
（2）　現行の経営状況を踏まえたDXやGXへの対応

3　個別の評価に関する審議結果について
（1）　本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
（2）　経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
（3）　業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】
（1）　委員名簿
（2）　審議経過

1　川崎市行財政改革推進委員会における審議について

（1）　審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、平成 30 年 8 月に本市主要出資法人等について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 3 年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の 4 年目（最終年度）の評価となるものであるため、評価全般に対し 4 年間の総括を行い、また、総じて、令和 3 年度に策定した新たな「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組にも円滑につながっていくよう評価を行うとともに、個別の評価については、昨年度までに引き続き、方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組のほか、コロナ禍にあっても実施手法等を工夫し実績の改善が見られた取組や社会経済環境の変化を踏まえた関連する法人の経営計画の変更等により目標の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

（2）　出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に実施するものであり、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 か年を取組期間として、仕組みが構築されたものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の 3 つを取組の柱として、計 138 の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

（3）　取組評価の手法について

各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定める PDCA サイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した138の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に係る指標・現状・行動計画と4か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2　評価全般に関する審議結果について

取組全体の評価としては、「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」の各取組について、市による達成状況の評価が「A目標を達成した、Bほぼ目標を達成した又はC目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものと、費用対効果の評価が「(1)十分である又は(2)概ね十分である」となったものが、各々の60%台から70%台となっており、前年度から、コロナ禍にあっても実施手法等を工夫し、実績の改善が見られた取組が多くあったものの、経営健全化の状況は本市施策推進に向けた事業取組ほどの回復傾向とはなっていない状況もあり、また、市による達成状況の評価が「D現状を下回るものが多くあった又はE現状を大幅に下回った」となったものと、費用対効果の評価が「(3)やや不十分である又は(4)不十分である」となったものが、各々の20%台から30%台と、引き続き、方針策定時の現状を下回る目標未達の課題のある取組も散見されるところである。

その一方で、「業務・組織に関する取組」については、市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが90%超、「D又はE」となったものが10%未満と、ほぼコロナ禍前の状態に戻っていると認められるものの、Eとなったものには留意が必要である。

上記取組について、4年間の総括をすると、前半の2年間は何れの取組についても一定以上の成果があったが、後半の2年間は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、本市施策推進に向けた事業取組と経営健全化に向けた取組について、成果がやや限定的となったところがあるものの、回復傾向が見えてきたことから、今後より一層の推進が必要である。

本委員会としては、取組全体の評価を踏まえ、次の点について、審議を行った。

（1）目標未達成の取組の要因分析と対策

＜本委員会の意見＞

新型コロナウイルス感染症の影響は、他の団体にも同じく生じている中で、業務改善や経営改善ができている団体もあり、どこまでが社会的な影響で、どこまでは改善努力をしてもらうのかという線引きが必要と考える。

＜市の見解＞

新型コロナウイルス感染症の影響による目標未達成の取組の要因分析と対策については、従前からの年次での取組評価の際の原因究明に加えて、1年間のPDCAサイクルを回す過程において、年度当初の計画（Plan）の具体的な取組内容の作成時に各取組に基づく実績目標を想定し、年度途中で取組の見直しなども行い、その結果として、改善努力が十分であったのか、それとも、社会的な影響によったのか、確認できるようにしていくことが必要と考える。

（2）現行の経営状況を踏まえたDXやGXへの対応

＜本委員会の意見＞

コロナ禍における売上状況は厳しいものであると認識しており、それを踏まえて、DX（Digital Transformation）やGX（Green Transformation）に対応した戦略的な判断が必要であると感じる。現状のあり方で良い訳ではなく、機動的に経営変化を図っていくべきである。

＜市の見解＞

出資法人においても社会経済環境や市民ニーズの変化等に柔軟に対応することは必要と考えているが、行っている事業や対象者、財源等も法人によって様々であり、一概にDXやGXへの対応を求めていくことは難しい側面もあると考える。しかしながら、市役所の動きや民間企業における事例を共有していくことは有用と考えており、研修の場の活用や出資法人へのヒアリングの機会等を通じて、DXやGXに対する考えを確認し導入を促すなど、機運の醸成を図っていく必要があると考える。

3　個別の評価に関する審議結果について

（1）　本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の財団本部事業及び指定管理事業について	「魅力的な企画の実施や効果的な広報を展開した」にもかかわらず、目標を達成できなかった理由を説明いただきたい。 それは市民・利用者に理由があるのか。社会的な要因であるのか。財団の取組・手法に原因があるのか。 もし市民や社会要因であるとすれば、そのような「悪い状況」に財団としてどのように対応するお考えか。 財団の取組に原因があるとすれば、それはどのような要因か。 評価の結果について、財団としてはどのように受け止め、対策を検討されているのかお考えをお聞きしたい。	財団本部事業と指定管理事業の各文化施設の稼働率や主催事業の参加者数が目標を達成できなかった理由といたしましては、新型コロナウイルスなど社会環境の変化に大きく影響を受けたものであると認識している。 具体的には、実施結果（Do）や評価（Check）の指標に対する法人コメントに記載があるとおり、各施設の利用時間の繰り上げのほか、施設利用及びイベント実施において、引き続き、利用人数の制限があったことも影響しているため、その旨を追記した。 当財団では、そうした社会環境の変化に加え、事業の特性を踏まえた取組として、引き続き、新聞社等へのプレスリリースや子ども狂言教室の校長会を通じた小中学校への周知等効果的な広報、２１ホールの月利用制限の緩和、能楽堂やアートガーデンかわさき

		等の稼働率向上に向けた多目的利用、観光協会と連携した指定管理施設に係る広報、地域の文化資源やIT技術を活用した多様な文化芸術事業の実施を図るとともに、令和３年度に作成したラゾーナ寄席のＰＲ動画の配信、川崎浮世絵ギャラリーでの人気作品の企画展示等市民ニーズを踏まえた事業企画、観光関係企業等への働きかけの一層の推進などを行いながら、本取組を継続していくことが分かるよう、各改善（Action）の具体的内容を整理・補記させていただいた。

国際交流協会の国際交流促進事業及び多文化共生推進事業について	コロナ禍で活動が実施しにくい環境の中、国際交流の関係者のニーズに対応して、迅速なオンラインへの移行、対応などを行い、多くの必要な事業・サービスを提供できたことは高く評価できる。 他の団体においても参考とすべき取組であり、協会職員の方の話を、講演会・研修会などで他の団体関係者へ聞いていただく機会を設けることが効果的であると考える。	国際交流促進事業及び多文化共生推進事業において、オンラインによる講座や相談対応などの効果があった背景としては、コロナ禍の状況に加え、外国人市民や留学生など、事業の対象者がオンライン手法に馴染みやすい側面もあったものと理解している。 そうした各事業の状況に応じて、法人が講じた「講座や相談事業におけるオンライン手法の導入策」については、事例紹介等の機会があるのであれば、必要に応じて対応していきたいと考えている。
国際交流協会の国際交流促進事業について	目標が未達成となっているため、今後はポストコロナを見通しつつ、オンラインの積極的な活用等を通じた柔軟な事業推進方策を検討すべきではないか。	国際交流促進事業においては、コロナ禍の影響や事業の内容に応じて、柔軟にオンラインによる対応を実施してきた。 しかしながら、コロナ禍による会議室等の定員制限や外国人留学生の入国制限等もあり、目標が未達成となってきたことから、その制限解除を注視するとともに、今後のオンライン化の普及に向けた環境整備を行った上で、引き続

		き、オンラインによる取組を継続し、目標値の達成を目指していく旨を改善(Action)の具体的内容に追記した。
スポーツ協会のスポーツ振興事業及び指導者育成・派遣事業について	引き続きウィズコロナのスポーツ振興及び指導者育成に注力されたい。	スポーツ振興事業と指導者育成・派遣事業は、川崎市と連携を図りながら実施するスポーツ協会の根幹となる事業と考えている。 スポーツ協会においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年度は多くの事業が中止を余儀なくされましたが、令和３年度は大きく回復傾向にあった。 今後も、事業を進める上で、感染症対策に万全を期すとともに、講演会や教室、研修などでは、状況に応じてオンライン等を活用しながら、次期方針に基づき、スポーツ振興事業と競技選手強化・指導者育成事業について、目標を達成するべく注力していく。

かわさき市民活動センターの青少年健全育成事業について	コロナ禍におけるサービス供給のあり方の変更の検討は正しかったと言えるのか。 「安全安心な場の提供」機能は大きな影響を受けたかもしれないが、地域での活動参画や多世代交流の活性化などについてはＤＸ的な施策への変更等はなかったのか。 そもそも、わくわくプラザ登録率が 50%弱という目標設定でいいものなのか。	令和３年度は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置の発令と解除が繰り返されたことにより、地域や関係機関等との連携についても、オンラインの活用を図りながら企画・実施をしたが、延期や中止にせざるを得ない行事も多くあり、前年度実績からは、1.7 倍程度の増となったものの、目標達成とはならなかったものである。 わくわくプラザの登録率は、指標の説明にあるとおり、小学校の在校児童数に対するわくわくプラザの登録者の割合を表しており、小学校高学年などを含めると、現状の目標設定は、これまでの実績から、妥当な範囲のものであると認識している。

かわさき市民活動センターの青少年健全育成事業について	わくわくプラザの登録率の減少は、コロナ禍で致し方ない面もあるが、登録の潜在的なニーズは存在していると考えられることから、感染状況の動向を見極めつつ、利用制限の解除に向けた具体的な筋道を検討する必要があるのではないか。	新型コロナウイルス感染症の影響による、わくわくプラザの利用制限の解除については、御指摘のとおり、潜在的ニーズのあるものと認識しているので、本市の行政運営方針や感染症の状況、学校等における対応などを踏まえて、検討していく必要があると考えていることから、その旨を改善（Acton）の具体的内容に追記した。
川崎アゼリアの施設環境整備事業及び店舗活性化推進事業について	コロナ禍における実店舗の売上状況は、他の地域・商業施設においても厳しいものであると認識している。 アゼリアの役割として、他の民間商業施設と同様に、利益の最大化を追求していくのか、コロナ禍を踏まえて新しい生活様式、ＤＸやＧＸに対応した商業施設として生まれ変わっていくのか、政策的・戦略的な判断が必要であると感じる。 「売らない店舗」など、購買はオンラインで、体験や評価を行う場としての実店舗を活用する例なども出てきている。	アゼリアの役割として、安定した経営基盤を確立するため、まずは増収に向け、ウィズコロナの状況を踏まえ、既存店舗の区画・業種構成の最適化や新たな店舗誘致、また、広場等を活用した短期催事の積極的な開催などに取り組んでいく。 ＤＸ化については、全社的な業務プロセスの見直しを行うこととしており、見直しの過程において、社内業務のＤＸ化に取り組むとともに、データ活用による業務の高度化や効率化を図っていく。 商業施設としての対応につい

		ては、今後店舗等のニーズの把握に努めていく。 ＣＯ２の削減やＧＸの取組については、ＥＶ車を含むカーシェアリングの拠点整備や街内照明設備のＬＥＤ化、再生可能エネルギーなどの導入及び利用促進等に向けて取り組んでいく。
川崎アゼリアの施設環境整備事業について	事業別の行政サービスコストの年度ごとの変動が大きい、主な内訳を知りたい。	当該「事業別の行政サービスコスト」については、法人として、本市施策推進に向けた事業取組ごとに収支を算出することができないため、法人の事業全体で「行政サービスコスト」を算出している。 その上で、年度ごとの変動が大きい令和元年度から令和３年度にかけての変動の主な理由（内訳）を挙げると、令和元年度から令和２年度では、光熱水料費などの直接事業費が約 1.2 億円減となる一方で、不動産賃料収入等の直接自己収入も約 3.6 億円減となり、行政サービスコストが約 2.4 億円増となったものであり、令和２年度から令和３年度では、光熱水料費の増と人件費

		の減により、直接事業費が約300万円増となる中、不動産賃料収入等の直接自己収入は約7,800万円増となり、行政サービスコストが約7,500万円の減となったものである。
身体障害者協会の障害者社会参加推進事業について	対コロナ禍においても機動的に対処されたことがうかがえる。 自立支援への誘導が大事なはずであり、施策効果を絶えず把握しつつ事業のあり方を考えるべき。	当該「障害者社会参加推進事業」は、障害者の社会参加が進むよう、社会生活に必要な能力の習得や、生きがい活動、スポーツ・文化・芸術活動の機会提供を、それぞれの障害特性に配慮しながら、実施している。 具体的には、視覚障害者を対象とした手芸やヨガ、料理教室、聴覚障害者を対象とした講演会、難聴者を対象とした手話勉強会、障害種別を問わない書道教室、スポーツ大会などを実施している。 そうした中で、自立支援に向けた施策効果を直接的に上げていくことは難しい側面もあるが、各会の開催に当たっては、前年度の参加者の意見を踏まえ、関係（当事者）団体と十分に協議を行った上で、内容の検討・調整を行い、新たな活動なども取り入れていくことを改善(Action)の具体的内

		容に追記した。 本改善の取組により、今後についても、参加者にとって、満足度が高く、諸能力の向上につながるような効果的な内容となるよう工夫していくが、自立支援に向けて直接的に施策効果を上げていくものとしては、次期方針に位置づけた、中部身体障害者福祉会館指定管理事業内で行われる就労継続支援事業などの取組を併せて推進していくことが必要であると考えている。
みぞのくち新都市の地域還元事業について	コロナ禍で遊び場が不足する子どもたちに、屋上スペースを活用して楽しんでいただく、という事業は大変素晴らしいと感じる。 他の施設を持つ部署・所管課・団体にも横展開すべき「川崎モデル」となる取組と感じる。 他の団体においても参考とすべき取組であり、法人職員の話を、講演会・研修会などで他の団体関係者へ聞いていただく機会を設けることが効果的であると考える。	ノクティ２屋上広場の保育園開放については、園庭のない保育所を近くに多く有する地域性を踏まえ、地域還元の視点から高津区役所との密接な信頼関係の構築を背景とした適正な役割分担と連携のもとに成立している取組であり、他の出資法人において同様の横展開を図るには、そうした地域性や条件に適合する施設の有無のほか、例えばセキュリティの課題、責任の所在の明確化などの課題解決の必要が想定される。 しかしながら、本取組をより多くの方に知ってもらうこと

		は有用であると考えることから、今後とも高津区役所と連携しながら、ホームページ等による屋上利用の案内を検討するなど、より効果的な取組を進めていく。
みぞのくち新都市の地域還元事業について	対コロナ禍においても機動的に対処されたことがうかがえる。 屋上保育園開放は大成功ということか。目標が保守的過ぎたのか。 施策効果を絶えず把握しつつ事業のあり方を考えるべき。	ノクティ２屋上の保育園開放利用数については、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響が顕著であり、２回に止まった。 令和３年度は利用促進を図るため、区役所と連携し利用案内や感染症対策の注意をパンフレットにまとめ保育園施設連絡会で周知を図った。 加えて、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で、適度な運動の必要性が注目され、また、屋外での運動は比較的感染のリスクが低いとの考えも明らかになったことなどから、大幅に関心と需要が高まったものと考えており、実施結果（Do）の活動実績や評価（Check）の法人コメントにそうした要因を追記した。 今後に向けても、今回の結果を踏まえ、適切な指標及び目

		標設定のもと、事業を進めていく必要があると考えていることから、その旨を改善（Action）の具体的内容に、追記した。
公園緑地協会の公園緑地の運営及び健全な利用促進に関する事業について	コロナを言い訳に努力不足ではないか。アフターコロナ時代の公園緑地のもつ価値を再定義して考えるべきではないか。	努力不足との指摘については、イベント等実施回数について、新型コロナウイルス感染症への感染対策の徹底のほか、世代を超えた市民協働活動の拡充にも留意し、できる限り開催可能なイベント等を実施したところであり、そうした点を実施結果(Do)や評価（Check）の指標に対する達成度の法人コメントに記載した。 ばら苑の来苑者数についても、コロナ禍の中、安全対策を十分にして、２年ぶりに春と秋の開放を行うことができ、前年度からは２倍超の来苑者となったことや、コロナ禍で来苑できない方々には、ホームページで園内の様子やばらの紹介、開花情報などを周知し、市民サービスの向上に努めたことを、実施結果（Do）や評価（Check）の法人コメント

		に記載した。 アフターコロナの公園緑地の持つ価値については、改善（Action）の具体的内容において、市民の憩いの場として公園緑地の存在が再評価されてきていることに触れていることから、積極的な広報を行っていくことを追記した。
公園緑地協会の公園緑地の運営及び健全な利用促進に関する事業について	Park-PFI、PFI、コンセッションなど、多様な活用が図られる都市公園。生田緑地のばら苑及び公園全体として、どのようなあり方を目指していくのか、明確にする必要があると考える。 集客装置としての公園緑地に着目し、民間事業者と連携し商業的なサービスも含めて収益をあげて、それを公園の維持管理にあてていく考え方（南池袋公園などが代表例）をとるのか、公共的・公益的な価値の実現を目指し、できる限り効率的な運営を行う考え方をとるのか。	生田緑地については、平成25年度から生田緑地全体の広報や緑地と各文化施設の維持管理業務等を統合し、指定管理者制度による横断的な管理運営を行っているが、今後は、ばら苑を含めた生田緑地全体の魅力向上の視点も踏まえた、より効率的、効果的な管理運営手法のあり方を検討していく必要があり、生田緑地全体の整備状況及び周辺まちづくりの取組を踏まえた「生田緑地ビジョン」の改定を進めるとともに、併せて「生田緑地ばら苑管理・運営整備方針」を令和５年度に策定予定である。

	その判断を行った上で、それを外部団体が行う必要があるのか、という判断も必要であると考える。 他の都市公園も含めて、令和５年度を目途に公園の位置づけに関する仕分けを行う必要があるのではないかと感じる。 タイミングを遅らせることで、中途半端な公園運営となり、トータルコストのロスにつながる。 また、コロナ後の新しい活動が再開される中で、「出遅れ」は集客等において致命的なダメージとなる。	外部団体が実施する必要性については、上記検討の中で例えば周辺施設との一体管理（指定管理）が最善であるという結論に至った場合には、協会管理に固執する必要はないと考えている。一方で、現状のばら苑管理はボランティアを活用し運営しているが、これには協 会がこれまで築いてきた、ボランティアとのネットワーク等が有用であるとも考えていることから、この点も踏まえて、最善の管理運営方法を検討していく。 なお、他の市内都市公園の仕分け（位置づけ）については、令和２年度パークマネジメント推進方針を策定し、一定の規模があり、民間事業者の持つアイデアやノウハウの活用により、収益性の確保や管理運営の効率化が見込まれる公園については、民活導入の検討対象とすることとしている。

学校給食会の成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進について	コロナ禍において、GIGAスクール端末を活用した食育の実施により、多くの成果を得たことは大変すばらしいことと評価する。 他の地域へも展開できるような模範的な取組であり、企画・実施をされた職員の方々のご努力に敬意を表する。 また、他の団体においても参考となることから、講演会・研修会などが実施できるとよいと考える。	新型コロナウイルス感染症の影響により、それまで実施してきた学校給食用物資納入業者の協力による出前講座の実施が困難な状況となり、その代替として、令和３年度は、GIGA端末を活用した食育講座を２校で試行的に実施したところである。 GIGA端末を活用することで、給食会の限られたマンパワーの中でも、より多くの児童に食育の機会を提供することが可能となることから、今後は、学校数を増やしながら、児童の成長期における「食」に関する知識を高めていけるよう、市と連携して取組を推進していく。 本取組は食育の推進に寄与するためのものであり、同様の取組を行う法人は想定しておらず、当法人から他団体への事例紹介までは予定していないが、本取組において一定の効果が確認できた場合には、GIGA端末の活用事例として、教育委員会内での情報発信について検討していく。

生涯学習財団の寺子屋先生養成事業について	コロナ禍にもかかわらず、各施設への広報に加え、一部の町内会へ直接お知らせを行うことで、新規開拓をなされたことは、職員の方々のご努力の賜物であり、高く評価する。そのことで、潜在的な受講生を受け入れることができ、受け入れ人数が増え、先生が増え、目標を上回る結果が出たことはとても素晴らしいと感じる。 他の団体においても参考とすべき取組であり、財団職員の方の話を、講演会・研修会などで他の団体関係者へ聞いていただく機会を設けることが効果的であると考える。	寺子屋先生養成事業については、従来、市民館などの各施設で広報を行ってきたところであるが、先生の養成が必要な大師小・夢見ヶ崎小などの学区内の町内会へ直接広報を行うことにより、新たな受講生の確保につなげることができたことから、今後についても、工夫して事業の実施に努めていく。 団体同士の情報共有については、類似する取組があれば、その実施手法や成果等を共有し、活動の充実に努めていく。
生涯学習財団の寺子屋先生養成事業について	行政サービスコストが目標値を超えていることから、コスト縮減に努めつつ、効果的な事業展開のあり方について検討すべきではないか。	寺子屋先生養成事業については、市からの委託事業として実施しているところであり、令和３年度については、寺子屋先生養成講座の開催回数が、２期８回分増加したことにより、行政サービスコストが増加している。 ただし、過去２年間と比較して受講者数が１．５倍から２倍超に増えていること、また、

		これに伴い、講座受講者１人あたりで換算した場合の行政サービスコストについても、過去２年間と比較して、コストを抑えることができていることから、そうした状況を評価（Check）の行政サービスコストに対する法人コメントに記載するとともに、今後についても費用対効果の高い事業展開を行っていく旨を改善（Action）の具体的内容に追記した。
生涯学習財団の生涯学習に関する学習機会提供及び活動支援事業について	「方向性の具体的内容」でも示されているように、ポストコロナを見据えた ICT の活用は重要である。 また、次期方針で事業参加者満足度を指標として想定している点は評価することができる。	改善(Action)の方向性の具体的内容に示した､ICT の活用については、かわさき市民アカデミーと協働で実施している「市民アカデミー地域協働講座」をはじめとする各種講座・学級の実施にあたって、対面とオンラインを併用して事業を実施していくことを想定したものである。 また次期方針において、事業参加者満足度を把握することで、満足度の高い講座を多く開講することができるなど、事業参加者確保に向けた方策を講じることができると考えている。

生涯学習財団の生涯学習に関する学習機会提供及び活動支援事業について	令和４年度はコロナ対策を取りつつ目標値達成の目処はあるか。	各種講座・学級の実施にあたっては、引き続き、対面とオンラインとの併用で事業を実施するなど、ICTを積極的に活用していくことで、目標値の達成を目指している。 令和４年７月１５日時点においては、新型コロナウイルス感染症対策を取りつつ事業を実施することで、事業参加者数が延べ 3,400 人程度となるなど、順調に実績値を伸ばしているものの、今後の感染症拡大状況により、原則オンライン実施としていても一部については、対面でしか実施できない事業もあることから、市民の安心・安全のために中止等の判断をせざるを得ない場合もあると想定している。 また、令和４年度の取組からは、これまで指標としていた事業参加者数のみならず、事業参加者満足度を指標として追加することで、より一層効果的な事業実施につながるものと考えている。

（2）　経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の自主財源の確保及び自律的な事業運営について	自主財源の確保及び自律的な事業運営に向けて、目標が達成できていないことの要因は、①利用者、②社会、③財団のどこにあるのか。 それに対して、対策を取り、結果を出すという責任は、誰が負っているのか。 改善の方向性として示されているものについて、対策毎の改善見込み（金額）とそれを行うための体制、手順、工程を明らかにしてすることが必要であると考える。	自主財源の確保及び自律的な事業運営の取組についても、上記施策推進に向けた取組に連動して、新型コロナウイルスなど社会環境の変化に大きく影響を受けたものであると認識しており、実施結果（Do）や評価（Check）の指標に対する法人コメントに記載があるとおり、各施設の利用時間の繰り上げのほか、施設利用及びイベント実施において、引き続き、利用人数の制限があったことも影響しているため、その旨を追記した。 本取組に対する結果責任は、経営に関するものであり、当財団が負うものと考えているが、今後に向けては、施設利用料収入等の増収が図られるよう、利用促進策としてのＰＲ動画の配信や２１ホールの月利用制限の見直しの継続を図るとともに、浮世絵ギャラリーのミューザ川崎でのワークショップブースの出展、同ギャラリーの観光関係企業等へ

		の働きかけのほか、川崎駅周辺イベントでのグッズ販売、パラアート事業における文化庁補助金の獲得、ミューザやパラアートに係る協賛金の募集など、引き続き自己収入の増加に向けた取組を継続していくことを、各改善（Action）の具体的内容の中で整理・補記した。 各取組のうち、利用促進等を図るものについては、改善額を見込むことは難しいものであるが、パラアート事業における文化庁補助金は、令和４年度も２，８８９千円を獲得し、引き続き、情報収集に努めるとともに、ミューザ協賛金については、昨年度１，７６９千円の収入があったメニューについて、今年度もその獲得に向けて募集を行っているところである。
国際交流センターの自主財源の確保に向けた取組について	オンラインによる事業展開に即した収入確保の方策を具体的に検討すべきではないか。	令和３年度におけるオンライン講座（有料）による対応については、６講座で 60 回、延べ 1,270 千円の参加料収入があったところであり、当該実績を実施結果（Do）に記載したと

		ころである。今後は、コロナ禍の状況や対象者のニーズ等を踏まえながら、講演会や各種講座等について、ZOOM 等を活用したオンラインによる実施が円滑に図られるよう環境整備を行うなど、財源確保に向けた取組を進めていく旨を改善(Action)の具体的取組内容に記載した。
スポーツ協会の正味財産額及び正味財産収入の増加について	コロナ対策を取りつつ、正味財産額の維持や収入の増を図ることが可能ではないか。まさに民間スポーツ団体の事例を参考に経営改善に取り組まれたい。	スポーツ協会は、令和元年度決算において、13,285 千円の赤字があり、赤字の解消が急務であったことから、令和２年度には、赤字が顕著な事業及び目的を果たし終えた事業を廃止又は共催事業として他の団体に移管するなど見直して、公益目的事業 41 事業を 31 事業に削減するなどの事業の効率化を図ってきた。 このことにより、令和２年度は赤字が解消され、正味財産額が維持できるものと判断していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業が中止を余儀なくされ、赤字決算の解消には至らなかった。

		しかしながら、令和３度からは回復傾向にあり、かわさき多摩川マラソンなど収益が見込める事業が実施できれば、令和４年度は収支相償となり、正味財産額も維持できるものと考えている。 収入増については、スポーツ協会役員会や民間出身の役員を中心に、収入が見込める事業の可能性を検討し、ご指摘いただいた点も踏まえ、経営改善に取組んでいく。
公園緑地協会の経費の削減について	一般管理費の低減は成り行きに過ぎない。	一般管理費の低減は、職員退職による成り行きに過ぎないとの指摘についてであるが、これは残る職員を重点的に取り組むべき事業に配置するなど、退職動向に併せて業務のスリム化、効率化を進めた結果であると考えている。
公園緑地協会の経費の削減について	職員の不補充により経費が削減されたということは、目標達成に向けては良いことと考える。 正職員を不補充としても、業務執行や運営費の確保、必要な質の高いサービスの提供に影響はないかどうか、組織の	職員の不補充による影響については、当面は残る職員を重点的に取り組むべき事業に配置するなど、退職動向に併せた業務のスリム化、効率化をしたことにより、必要事業の水準は保たれている。 一方で、職員を削減する手法

	あり方とあわせて、検討する必要があると考える。	には限界もあり、規模が小さくなると新たな取組に挑戦する余力もなくなるという負の連鎖が生じかねない。 今後も協会の事業運営のあり方として、現行事業の必要性や最善の実施方法、収入確保策や支出抑制策の検討と併せて、組織のあり方についても、検討していく必要があると考える。
生涯学習財団の自主財源の増加について	「方向性の具体的内容」で示されているように、受講生確保のため、市民ニーズを把握することは重要である。アンケート等に伴うコストを勘案しつつ、授業料等収入を増加させるためのニーズ把握を的確に行う必要があると考える。	改善(Action)の方向性の具体的内容に示した、アンケート等による市民ニーズの把握については、既存の講座受講生へのアンケートを想定しているところあるが、潜在的ニーズの把握も必要と考えていることからで、その実施にあたっては、御指摘のとおり、アンケート等に伴うコストも同時に勘案しつつ、自主財源の増加に向けた取組を進めていく。
生涯学習財団の自主財源の増加について	令和４年度はコロナ対策を取りつつ目標値達成の目処はあるか。	授業料等収入については、アンケート等により市民ニーズを把握することで、既存講座の見直しや新規講座の開講を検討するとともに、施設使用

		料収入についても、施設利用を促すための広報の拡充や、講座受講修了者への継続的な施設利用を促すことで、自主財源増加のための取組を継続していく。 令和４年６月末時点においては、授業料等収入が約 8,100 千円（令和３年度６月末時点約 7,700 千円）、施設使用料収入が約 5,000 千円（令和３年度６月末時点約 4,300 千円）と順調に実績値を伸ばしているものの、今後の感染症拡大状況により左右されるものと想定している。

(3)　業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

特になし

【参考資料】

（1）　委員名簿

氏名 （敬称略・五十音順）	役職等
出石　稔	関東学院大学 法学部長・法学部教授
伊藤　正次（会長）	東京都立大学 法学部長 東京都立大学大学院 法学政治学研究科長
藏田　幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事 東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー 千葉商科大学 准教授
黒石　匡昭	PA パートナーズ株式会社 代表取締役／公認会計士
藤田　由紀子	学習院大学法学部政治学科 教授

（2）　審議経過

・第 1 回委員会

令和 4 年 7 月 7 日（木）WEB 会議にて開催

・第 2 回委員会

令和 4 年 7 月 22 日（金）WEB 会議にて開催